

# 情報掲示板

## お知らせ information

### 人間ドック・脳ドック の助成について

病気の早期発見、早期治療のため、人間ドックや脳ドックにかかる費用の一部を助成します。

※事前に申請が必要です。

**対象** 御前崎市国民健康保険に1年以上加入し未納がない人、御前崎市後期高齢者医療被保険者で保険料を完納している人  
※脳ドックは、特定健診・健康診査か人間ドックを受診している、または人間ドックと同時に受診する人

**助成額** 人間ドック…2万円  
脳ドック……1万円

※詳細はお問い合わせください。

**照会 市民課**

☎0537<sup>05</sup>1171

### 特定不妊治療の 助成制度が変わります

4月1日から、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を実施した夫婦に対する費用の一部助成について、助成の対象範囲および助成金額を変更しました。

**助成回数** 初めて治療を開始した年齢が40歳未満の人は43歳までに通算6回まで、40歳以上43歳未満の人は通算3回まで

**助成金額** 自己負担額(他の助成金がある場合はそれを除いた金額)の10分の8以内。

**申請期間** 治療終了日の翌日から1年以内

**申請方法** 申請書に必要書類を添えて、健康づくり課へ提出。

**照会 健康づくり課**

☎0537<sup>05</sup>1123

### 扶助費の申請期間は 5月2日から31日まで

平成28年4月1日時点で以下の支給要件に該当する人を対象に、扶助費を支給します。

**支給要件**

- ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの人で、世帯合計所得額600万円以下の人
- ②70歳以上のひとり暮らしの人で、収入金額150万円以下の人
- ③義務教育修了前の交通・労務災害遺児を扶養している人で、世帯合計所得額500万円以下の人
- ④介護度3以上または身体障害者手帳1級の寝たきり者を6カ月

以上常に家庭で介護している人  
⑤介護度3以上の認知症の人を6カ月以上常に家庭で介護している人  
※④および⑤は6月以降でも随時申請を受け付けています。

**申請方法** 申請書を地区担当民生委員へ提出

**照会 福祉課**

☎0537<sup>05</sup>1121

### 妊産婦のタクシー利用 料の助成が始まります

妊産婦がタクシーを利用する際の費用の一部を助成する「ママ安心タクシー利用料金割引乗車券」を交付します。

**対象** 出産予定日が平成28年4月1日以降の妊婦

**助成金額** 妊産婦1人当たり1万円(500円券を20枚交付)

※タクシー利用時の使用枚数に制限はありません。

**有効期限** 出産予定日の60日後まで

**申請方法** 母子手帳交付時に割引乗車券を交付します。(すでに母子手帳を受け取っている妊婦には、健康づくり課から申請に関する案内通知を発送します)

**照会 健康づくり課**

☎0537<sup>05</sup>1123

## 4月から国保健康課が「健康づくり課」に変わりました

これまで国保健康課で扱っていた健康部門が4月1日から「健康づくり課」となり、国保年金部門は、市民課に移りました。お問い合わせ内容によって連絡先が異なりますので、ご注意ください。

### ◆問い合わせ先

・健康増進、地域医療、成長支援、保健予防、母子保健、予防接種など

→健康づくり課 ☎0537<sup>05</sup>1123

FAX0537<sup>05</sup>1172

・国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、特定健診など

→市民課国保年金係 ☎0537<sup>05</sup>1171

FAX0537<sup>05</sup>1172

